

池田町議会Y o u T u b eチャンネル運用方針

(目的)

第1条 本方針は、池田町議会Y o u T u b eチャンネル（以下、「町議会チャンネル」という。）の運用に関する事項について定める。

(基本方針)

第2条 町議会チャンネルは、池田町議会の定例会議、臨時会議及び特別委員会等の動画を配信することにより、町民に開かれた議会を目指す。

(運用主体及びY o u T u b eチャンネル名等)

第3条 町議会チャンネルの運用主体は、運用責任者を池田町議会事務局長、運用担当者を池田町議会事務局議事係とし、チャンネル名等は次のとおりとする。

- (1) Y o u T u b eチャンネル名：北海道池田町議会
- (2) U R L : <https://www.youtube.com/channel/UCZTbmc258bcf6U09uG1jA4A>

(意思決定)

第4条 町議会チャンネルを運用する際は、運用責任者の確認を得て行う。

(配信時間)

第5条 町議会チャンネルによる動画配信は、原則として開庁時間内（平日の午前8時45分～午後5時30分）に、運用担当者が必要に応じて行う。ただし、それ以外の時間にも状況に応じて更新を行う場合がある。

(配信内容)

第6条 町議会チャンネルでは、次の動画を配信する。

- (1) 定例会議、臨時会議（ライブ配信及び録画配信）
- (2) 特別委員会（ライブ配信及び録画配信）
- (3) その他、運用責任者が必要と認めるもの

(コメント等への対応)

第7条 町議会チャンネルのコメント欄への書き込みは無効として運用する。なお、視聴者が質問・意見等を寄せる場合は、池田町ホームページ内の「お問い合わせ」を利用するものとする。

(免責事項)

第8条 町議会チャンネルの運営に係る免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 町議会チャンネルで配信する動画は、池田町議会の正式な記録ではなく、正確性、有効性等を保証するものではない。
- (2) 都合により配信が遅れたり、予告なく終了したりする場合がある。また、会議における発言の取り消しや訂正等の修正を原則として行わずに配信する。
- (3) インターネット回線の状況やY o u T u b e 運営会社側のメンテナンス、その他視聴者側のパソコン環境等で、映像や音声途切れる・停止するなど、正常に視聴できない場合がある。
- (4) 町議会チャンネルの配信が正常に視聴できない場合、あるいは視聴することで何らかの損害が生じた場合であっても、池田町議会は一切の責任を負わない。
- (5) Y o u T u b e 映像配信画面に表示される企業広告は、池田町議会とは一切関係がない。また、広告によるいかなる損害についても、池田町議会は一切の責任を負わない。
- (6) スマートフォンやタブレット等の端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合があるが、池田町議会は一切の責任を負わない。

(知的財産権)

第9条 町議会チャンネルに掲載される内容に関する知的財産権は次のとおりとする。

町議会チャンネルに掲載される写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、池田町議会事務局または正当な権利を有するものに帰属し、私的使用または引用等は、法律上認められた行為のみ可能とする。ただし、掲載内容に転載禁止等の注記がある場合は、この限りではない。

(運用方針の周知・変更等)

第10条 町議会チャンネル運用方針の周知、変更等については、次のとおりとする。

町議会チャンネル運用方針は、令和3年12月2日から適用する。なお、本方針は、必要に応じて告知なく変更する。